

社会福祉法人函館博栄会定款細則
(報酬の支給基準関係分)

(役員および評議員の報酬等)

第3条 役員および評議員に対し報酬は支給しない。ただし、当法人の理事会、評議員会に出席する者に日額日当を支給する。

- 2 役員および評議員のうち、社会医療法人函館博栄会(以下「医療法人」という。)の役員、評議員および職員には、日額日当を支給しない。
- 3 当法人が開催し日額日当を支給する会議(理事会および評議員会を除く。)または医療法人が開催し日額日当が支給される会議と同日に、理事会または評議員会を開催するときは、その日額日当は支給しない。
- 4 役員および評議員の日額日当の額は、8,000円(所得税源泉徴収後)とする。